

かわべ

議会だより



平成26年11月6日

第141号



改築中の中川辺駅舎

26年第3回定例会

全22案件を審議

正副議長を選挙

25年度決算を認定

目次

- ・ 26年第3回定例会…………… 2
- ・ 議案ピックアップ…………… 3
- ・ 委員会審査…………… 4
- ・ 審議結果一覧…………… 7
- ・ 議員レポート…………… 8
- ・ 議会日誌…………… 8
- ・ 一般質問…………… 9
- ・ 編集後記…………… 12

9月10日～26日

第二回定例会を開会

全7会計の決算を認定

一般会計予算は1億1千9百万円余りを補正

平成26年第3回定例会が、9月10日から26日の会期で開催されました。平成25年度決算認定案件、平成26年度各会計の補正予算案件などを認定、可決したほか、専決処分を行った各小学校の空調設置工事の変更契約の報告、人権擁護委員候補者の推薦、教育委員の選任同意が行われました。また、議長、副議長の選挙にもなって委員会の構成も改めました。

議長・副議長の選挙



高木律夫 副議長



桜井真茂 議長

定例会初日には、正副議長の選挙と各委員会の委員選任を行い、議会の構成を改めました。

議長・副議長就任の挨拶

このたび第3回定例会におきまして、議長・副議長に就任することになりました。

身に余る光栄と感謝いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところであります。地方分権が進む現在におきまして、二元代表制の一翼を担う議会の役割も一層大きくなっており、議員が皆様の声に耳を傾け、市政を発展させていくことが益々重要となっております。次代を担う子どもたちの育成や少子化対策、町民の安全・安心を確保するための諸施策など取り組むべき重要課題が山積している中、町民の皆様の期待を実現し、川辺町をより発展させていくことを使命として、全力を尽くす覚悟であります。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年度各会計決算

一般会計		国民健康保険事業	
歳入	42億6,036万円	歳入	12億1,523万円
歳出	40億3,130万円	歳出	10億9,660万円
下水道事業		農業集落排水事業	
歳入	4億7,833万円	歳入	3,400万円
歳出	4億7,476万円	歳出	3,225万円
介護保険		後期高齢者医療	
歳入	8億4,206万円	歳入	1億1,856万円
歳出	8億1,801万円	歳出	1億1,627万円
水道事業			
収益的収支	歳入	2億696万円	
	歳出	2億5,088万円	
資本的収支	歳入	2億707万円	
	歳出	2億2,053万円	

※資本的収支の不足額は、留保資金で補てんしました。

歳出総額70億4千万円 25年度決算を認定

平成25年度の一般会計ほか各特別会計の決算は、総務委員会に付託され、9月12日から審査が行われました。

審査した会計は、一般会計を含め全7会計で、町長をはじめ担当課長等の出席を求め、説明、質疑応答、書類審査等の後、すべての会計決算について認定すべきものと決定しました。

(委員会での質疑応答は4ページから)

(千円以下四捨五入)

議案ピックアップ

人事案件

【人権擁護委員】

現在人権擁護委員の前田英樹氏が12月31日で任期満了となるため、再任されるよう推薦しました。

【教育委員】

現在教育委員の栗山久氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き教育委員として任命することに全会一致で同意しました。

条例案件

【川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例】

「次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、その中で「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたため、条例で引用している法律名など文言の改正を行いました。

【中部圏都市開発区域の指定に伴う川辺町固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例】

中部圏都市開発区域の指定にともなう地方税の不均一課税により減収補てん措置が行われていましたが、適用期限切れとなったため、本条例の廃止を行いました。

各会計補正予算案件

一般会計ほか特別会計において、25年度決算の確定にともなう事業費の精算と新たに必要となった財政需要について予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算（第2号）の主な内容】 （歳出）

- ・財政調整基金積立金（108,100千円）
- ・人件費（1,075千円）
- ・ふるさと川辺応援事業（400千円）
- ・予防接種委託料（4,820千円）
- ・国、県負担金補助金過年度精算（7,116千円）など

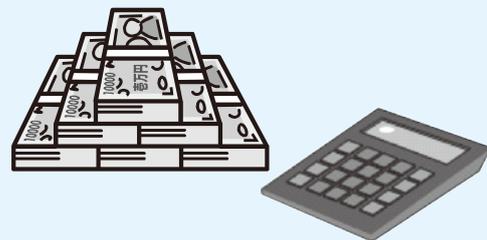
これらの補正の財源として

（歳入）

- ・繰越金（101,188千円）
 - ・町債（52,034千円）
 - ・介護保険特別会計繰入金（5,974千円）
 - ・後期高齢者医療特別会計繰入金（374千円）
 - ・児童手当負担金過年度精算金（574千円）
- などを可決しました。

【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	6,618千円 増額
介護保険	25,617千円 増額
後期高齢者医療	2,368千円 増額



変更契約の報告

議決済みの各小学校の空調設置工事について、変更が生じたため、変更契約を行ったことの報告がありました。

変更金額 897,480円減額



設置が完了した空調設備（西小）

委員会審査

9月定例会に上程された議案のうち平成25年度的一般会計ほか各特別会計の決算、条例案件、平成26年度補正予算など13件が総務委員会に付託され、9月12日から3日間の日程で審査が行われました。

審査した議案について各課から説明を受け、質疑応答、必要書類の提出などを行い審査を進めました。

審査にあたっては、延べ60件あまりの質疑応答が行われ、9月17日に討論、採決を行った結果、審査に付された全議案について、可決、認定すべきものと決定しました。審査における質疑応答の主なものは次のとおりです。

委員会での主な質疑応答

26年度補正予算関係



Q 庁舎の非常発電装置の更新について、起債の補正がなされている。低価格での入札があったため調査中とのことだが、入札状況はどうであったか。

また、最低価格については設けていなかったか。



A 県内の電気工事業者を対象として入札を行った。7社の応札があり、落札率は58・6%であった。低価格入札の基準を下回ったので調査の対象としたものである。

また最低価格については設けていなかった。



Q ふるさと納税の謝礼として増額補正がされている。ふるさと納税の意義や考え方について問う。



A ふるさと納税は謝礼を送るため、経費も必要となるが、町の情報発信という意義もあり、他の市町村でも実施されている。ふるさと納税の実績としては、現段階で172件の申し込みがあり、謝礼として米、椎茸、酒などを提供している。



Q 財政調整基金の積み立てが増額補正されている。基金について積立額の目安などは持っているか。



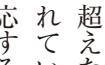
A 基金についてはどれだけ積み立てればよいかという目安は持っていないが、基金残高の適正額については議論が分かれるところであり、急な支出に対応できるよう備えておくという意味から積み立ては大切なことと認識している。



Q 保育園費において増額補正となった事情について問う。



A 主に第一保育所ですが、最近は特別保育（早朝・延長・土曜）を求める児童が多く、通常保育時間を



超えた対応が常に求められている。この状況に対応するため勤務形態を变則にするなどローテーションを組みながら代休等の措置をとって人件費抑制に努めてきた。

しかし、昨年に比べ入所児童が増えクラス数が増えたことと正規職員3名（市派遣1名、育児休業2名）と嘱託職員1名の保育士が欠員となつており、保育士の数が不足しているため代休対応ができない（充てられない）状況になっているため、やむなく時間外勤務手当を支給し対応することにしたものである。



Q 人事管理の面から保育士正職員の勤務態勢が過重となっていないか。正職員の定員を増やすことや補充することはできないか。



A 現在欠員の正規職員のうち、市派遣職員と育児休業中の職員は来年度復帰する予定であり、状況は良くなるものと思う。今後も代休対応しながら職員負担の軽減を図っていくことになる。勤務形態では時間外勤務のある日が連続しないように割り振りを行い、過重にならないよう配慮していく。

現正規職員の定数については、他の団体と比較して適正な状態であると考えていますが、当町の保育士の場合、年齢構成が20代から30代に集中しており、育児休業等が発生しやすい状況である。嘱託職員が増員できれば良いが、保育士業務は労働環境が厳しいため、応募が少ない状況です。保育士に過度な負担にならないよう勤務条件を整え、必要な人員を確保していきたいと思えます。

Q 顧問弁護士への委託料を執行しているが、弁護士に相談した件数と相談内容はどのようなものか。

A 弁護士に依頼した件数は3件で、内容的には、東光寺公園駐車場の放置車両の件、病気休暇中の職員に対する処遇の件、広報誌のコラム欄に関する件を相談した。

Q 財産管理費の委託料で不用額が多くなっている項目がある。内容と不用額が多くなった理由を伺う。

A この項目の業務委託は約20種類があり、不用額が生じているものは主に庁舎の清掃委託料である。入札の結果かなり低額での落札となったため不用額を生じたものである。

持ちの残数のこともあり、また随時確認して回るわけにもいかないので連絡のあった所のみ追加配布している状況である。

Q 広報誌について、病院などで見かけるパンフレット置き場に広報誌が置かれているが、中には残りがなくなっている置き場を見かける。広報誌の置き方についてはどのような配慮を行っているのか。

A 広報誌は3600部を印刷し配布を行っている。パンフレット置き場にも置いているが残数の確認はその都度行っていない。手

Q 「町長の机」からの記事は、従前から続いて掲載されているものである。広報という媒体で、町長の立場での感想などの内容に掲載し、住民から特段意

見をいただいていない状況であり、政治的な活動とは考えていないところである。

Q 町税の現年度収納率が上がっている。可茂管内では1位の成績と聞いているが、滞納繰越分の収納率については昨年度を下回った。滞納繰越分の整理の方針について伺う。

A 滞納繰越分については現在までの成果によって滞納繰越額が大きく減ってきている。このため現在残っている分はいわゆる固定化した分で、徴収困難な案件が多くなっていることから収納率については昨年度と比較して落ちてきている。

Q 下麻生郵便局での証明書交付1件あたりの費用が1万円以上かかっている。この単価については下げない方法はないか。

A 単価的には高いが、かつて下麻生地区に支所があったことから郵便局にお願いして交付事務を行っているものである。

Q 滞納繰越分については現在までの成果によって滞納繰越額が大きく減ってきている。このため現在残っている分はいわゆる固定化した分で、徴収困難な案件が多くなっていることから収納率については昨年度と比較して落ちてきている。



パンフレット置場



証明書交付用ファックス

Q 子宮頸がんワクチンは副作用のこともあって接種実績が14人となっている。この件についての状況は。

A 厚生労働省の通知では、ワクチンの接種によって副作用が生じるといふより疼痛が生じること。原因が分かっておらず国においても結論に至っていない。町においては国の通達によって積極的にワクチンの接種を行っていない状況で、ワクチンの接種によって副作用が発生したということは承知していないところである。

Q 町ではジェネリック薬品を使うよう啓発も行っているようだが、一般被保険者の療養給付費が伸びている。安い薬品を使っても療養給付費が伸びるということは、診療報酬に改

定などがあつたのか。

A 診療報酬の改定は行われていない。一般被保険者の療養給付費が伸びた理由はいわゆる団塊の世代がこの年に65歳を迎え退職被保険者から一般被保険者となったために一般被保険者の療養給付費の伸びが顕著となったものである。

Q 要援護者地域見守りネットワーク事業の実績は2件とあるがどのような例があつたか。

A この事業では13の事業者に通報の依頼を行っている。昨年度は牛乳配達の方が配達途中に道路に倒れている人を発見し通報した例と、ガス事業者の方が異常に気づき通報した例の2件である。

Q 平成26年度から可燃物のゴミ袋が値下げされている。値下げによる影響として出されるゴミの量が増加することが懸念されているがゴミの量に変化はみられているか。

A 昨年と今年の8月までのゴミの量を比較すると、出されるゴミの量については、ほとんど変化はみられていない状況である。

Q 国道418号線関街道踏切改修の件については25年度には終了の予定と認識していたが遅れている状況である。完了の時期について問う。

A 現在JRと県で概略設計にて協議を行っている状況である。26年度中に協議が終了の見込みで、27年度から詳細設計をして進めていく予定となっている。遅れている現状から機会あるごとに要望を行っていきたいと思う。

Q 小学校費の特別支援助学級振興費において備品購入費、扶助費について不用額が大きい数値となっている。不用額が多くなった理由は。行うべき事業が行われなかったということではないか。

A 「えがお教室」を設立する際の不用額である。「えがお教室」については教室としてどの教室をあてるのかなど未確定の要素が大きいまま予算計上を行ったため、教室の選定をし、教室に配置できる備品などを考慮した結果、予算に不用な部分が生じたものである。扶助費の不用額については予算策定時からの該当者の異動等により結果不用となったものである。事業については予定どおり執行しており、結果として予算に余剰が生じたものである。

Q 水道事業会計で支払われる県への受水料金の算定に承認基本水量が用いられていると思うが算定の仕組みについて問う。

A また、受水費が増えた理由は施工した工事の影響ではないのか。

A 「えがお教室」を設立する際の不用額である。

A 県への水道料金は、承認基本水量とメーターによる従量料金がある。従量料金については1トンあたりいくらかという基準であるが、承認基本水量については、年間の予想使用水量に基づき過去3年分を平均して決定される。月ごとに1日分の給水量を割り出し、1年を通じて最高を示した値が給水量のデータとして採用されるため、8月に使用量が予想以上に伸びた影響から承認基本水量が上がったものである。また、増加要因は工事影響分ではなく漏水による影響と考えられる。



418号線関街道踏切

議員レポート

知行合一

10月9日・10日の両日、7人の議員で滋賀県の国際文化アカデミーでの町村議会議員特別セミナーに参加しました。内容は、「猫のたま駅長」で有名な両備グループ代表の児島光信氏、「杉の町智頭町の町づくり」の鳥取県智頭町長の寺谷誠一郎氏、「元総務大臣であり、慶応義塾大学教授」の片山善博氏、3氏講演でした。どの講師も現場でたき上げてこられ実績のある方だけに、説得力のある内容でした。

特に講演の中で、心に焼き付いた

中川辺駅舎改築への思い

JR東海中川辺駅が改築されることになり工事が行われています。

時代の花形として多くの人に愛され利用されてきましたが、時の流れと共に自動車社会へと移り変わり、それに伴って乗降客も減り続け、高山線の中でも利用客が上位にランクされていた中川辺駅も職員がいない無人駅となりました。

80年の歴史を持つ駅舎は、独特の風情があり、多くの鉄道ファン、写真愛好家、スケッチ画家らに親しま

のは「知行合一」の一説で、

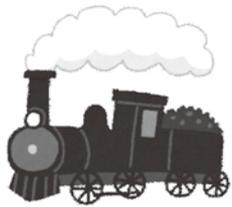
「知っていても行わないのは、知らないと同じである」、「仕事はできるか、できないかの前に、すぐやるのが大事である」、誰しも理想や理論はありますが、行動に移すことには、勇気と責任感が必要です。私たちがどこまで町のために保身の心を捨てて勇気を出せるかが課題です。

(佐伯和昭)



れてきました。かつての賑わいを思い浮かべつつ工事の様子を見てくださいました。

なお、新しく蘇るスマートな駅舎は来年の2月頃お目見えする予定とのことでした。(長尾 諭)



議会日誌

26年8月～26年10月

【8月】

- 1日・可茂広域行政事務組合議会
- 川辺おどり実行委員会
- 3日・かわべ清流レガッタ
- 5日・国道418号整備促進期成同盟会
- 8日・川辺町小中サミット
- 22日・岐阜県議長会理事會、評議員會
- 27日・可児市議会決算委員会主催講演會
- 28日・高山本線強化促進同盟會
- 31日・川辺町防災訓練

【9月】

- 1日・議会運営委員会
- 2日～8日・アジアジュニアポト選手権視察
- 6日・青少年育成のつどい
- 10日・定例会(初日)
- 12日・総務委員会
- 13日・中学校団結祭
- 16日・総務委員会
- 17日・総務委員会
- 20日・全国市町村交流レガッタ
- 各小学校運動會
- 22日・加茂郡教育振興協議会
- 25日・国道41号美濃加茂下呂間強靱化推進同盟會
- 26日・定例会(最終日)
- 議会行政連絡会議
- 28日・川辺ダム湖クリンアップ作戦
- 岐阜県民スポーツ大会(スポーツ吹矢)

【10月】

- 4日・第一保育所運動會
- 5日・羽島市制60周年記念式典
- 8日・議会報編集委員会
- 9日～10日・町村議会議員特別セミナー
- 11日・第三保育所運動會
- 12日・第一保育所運動會
- 14日・岐阜県議長會定期總會
- 19日・町民運動會
- 富加町誕生60周年記念式典
- 21日・議会報編集委員会
- 24日・川辺西小学校公表會
- 25日・七宗町合併60周年記念式典
- 戦没者追悼式
- 26日・加茂郡消防連合演習
- 27日・国道418号整備促進期成同盟會



一般質問

3/21の議員が質問
21/1が傍聴

岩田龍典議員

問 福祉バスの更新について

福祉バスの更新の考慮を

福祉バスは、社会福祉協議会の管理・運用により、町民に有効利用されており、更新は、購入してから21年以上経過しており、経年劣化による老朽化が進み、スピードが出ない、長い登坂路での走行が難しいことから、長距離・高速道路の運用はされておられません。点検は3ヶ月に1回ときめ細かく実施されており、安全性に配慮いただいておりますが、交換部品がないなど維持管理に苦勞していると聞いております。

昨年度における大型バスの利用実績は122回、月最大19回で、保育所、小・中学校、福寿会をはじめ町内各団体、同好会の行事に幅広く利用されております。

福寿会では独居者の孤

独化・家庭内の引きこもりを防ぎ、高齢者の生きがいや健康保持の面からも、研修旅行を積極的に計画し、福祉バスを利用してまいります。

通行の安全性、長距離・高速道路が安心して走行できるバスに是非更新すべきと考えます。担当課の意見を伺います。



39人乗り福祉バス

答 バス運行の手法、回数など総合的に検討する

〔住民課長〕

福祉バスは、現在29人乗りのマイクロバス2台と、39人乗りの大型バス1台で、運行に際しては安全を最優先し、常に作業点検に心がけています。

大型バスについては購入から21年以上経過し、運行中のトラブルなどを考慮して、主に町内や近郊への行政バスとして利用しており、遠距離や高速道路を利用する場合には29人乗りのバスを使用しています。

昨年度の利用実績は、団体運行で延べ9982人、学童保育に対する運行で延べ729人、福祉バスの本来の目的である地区別運行は延べ1万2470人となっております。委託経費は、平成25年度決算で1136万5千円、1人当たりに換算す

ると約490円になります。

特に、地区別運行は南回り・北回りの往復があり、昨年度は296日の運行で、これを1日8車で割り戻しますと、1車当たりわずか5・2人と極端に少なく、停車箇所から単純計算すると空車もあることとなります。

このような利用状況から、大型バスは確かに相近年数が経過しています。現在研究中のデマンド方式やこれに代わる手法及び運行回数、停車箇所、車輛の小型化や台数の見直しも含め、受託者である社会福祉協議会とも協議して今後の方向性を見出すことといたしますので、買い換えにつきましては今しばらく、お時間をいただきますようお願いいたします。

問 福祉バスの巡行見直しを

もっと便利なバス停に

平成24年第1回定例会で、私は「福祉バス巡行の見直しについて」一般質問し、担当課より以下の回答を頂いております。

①福祉バスの巡行ルート・停留所については今後、地域の皆様や自治会のご意見を取り入れながら検討を進める。

②ピアゴ・コメリの近くの停留所設置は、特定の施設支援となるため他の商店との公平性を考えて、今後、商工関係者と検討が必要である。

③中川辺駅近くの停留所設置は、福祉バス導入時の経緯から設置しないことになっている。今後、JRやタクシー事業者と協議して検討していきたい。

そこでお聞きします
が、今後検討あるいは協
議することとされた巡回
ルートの点、特定商業施
設付近の停留所の点、バ
ス導入時から設置しない
こととなっている駅近く
の停留所の3点につい
て、執行部としてどのよ
うな取り組みをされ、関
係者と協議されたのか、
またその結果についてお
聞きます。

敷地内に停留所があつた
らと思います。

特に、ピアゴで買い物
をし、栃井神社前の停留
所を利用してゐる人たち
の現状（重い買物を持っ
たお年寄りが暑い日差し
の下や雨天時にバスを待
つ姿）を見るたびに店の

敷地内に停留所があつた
らと思います。
福祉バスを利用する方
は車を運転できないお年
寄りの方たちがほとんど
です。栃井神社前の停留
所から店までの道路は買
い物客や一般車両の通行
が多く、荷物を持ったお
年寄りの歩行者は危険に
感じられます。福祉バス
の巡回や停留所をめぐる
課題については、これま
での対応状況をお聞きす
るとともに特に気になっ
ている具体的な部分とし
て、栃井神社前の停留所
の件についても執行部の
考えをお聞きます。



栃井神社停留所

答 諸課題が多く結 論が遅れている

〔住民課長〕

1点目、巡回ルート・
停留所の検討について
は、年度初めに各区長さ
んから変更等の申し出を
社会福祉協議会あてにい
ただくこととなつてお
り、支障がない限り添う
こととしています。今年
度はご要望により、B &
Gプールが利用しやすい
よう、夏休み期間中の乗
り入れと、バス停1箇所
の移動を行いました。
2点目、3点目のご質
問には、結論が遅れてい
ますことをまずもってお
詫びいたします。

2点目の栃井神社前の
停留所は一部で道幅が狭
く、利用者の乗降を考慮
すると危険なため、今の
バス停は移設すべきと考
えます。しかし、移設先
については、特定の事業
者敷地内にした場合、他
の事業者と便宜による不
公平が懸念され、より慎

重に検討すべきと考えて
おります。

また、下川辺の商業施
設付近の停留所について
は、以前、下川辺区西組
地内に設置して欲しい旨
のご要望があつた際に検
討しましたが、区からは
西組集会場を希望された
経緯があります。

3点目の中川辺駅構内
の停車所については、駅
を基点とする事業者の民
業圧迫も懸念され、当該
事業者にご理解をいただ
くことは勿論のこと、J
Rの了解も必要となりま
す。また、駅構内へ乗り
入れが可能となった場合
においても、JRの運行
時間との整合性を図るこ
とは困難と思われま

以上のような諸課題が
あり、社会福祉協議会と
も連携を取りながら慎重
に進めてまいりたいと考
えますので、もう暫く時
間をいただきますようお願い
いたします。

高木律夫議員

問 「地域医療介護・ 総合確保推進 法」の可決に伴う 町の対策について

法改正によって

何が変わるのか

本年6月18日「地域医
療・介護総合確保推進
法」が与党の賛成多数で
可決、成立いたしました。

今回の制度改定につい
てポイントをまとめると
・利用者の自己負担の引
き上げ（2015年8
月から一定以上の所得
のある人の介護サービ
ス自己負担額が2割負
担となること）
・特養の入所制限の厳格
化（2015年4月以
降新たに特養に入所を
希望する人は、原則要
介護3以上に限定され
ること）
・補足給付の厳格化（預
貯金などが単身で1千
万円超、夫婦で2千万
円超ある人は部屋代、

食費の補足給付が対象
外となること）

・軽度介護者は市町村に
移行する（要支援1・
2の訪問介護と通所介
護が市町村の地域支援
事業に移行されるこ
と）

・医療改革新基金の創設
（消費税増収分を財源
として、各都道府県に
基金が新設されるこ
と）
などが主な内容です。

1点目として改定が明ら
かになった現状として、
町としての対応策を伺い
ます。

①現在実施されている介
護保険サービスの内容
が変わることはないか
②利用料について、個人
の負担が増加すること
はないか

③市町村に事業が移行さ
れた場合の財源はどの
ようになるのか

④介護福祉士、ボラン
ティア、職員等が不足
することはないか

2点目としては特別養
護老人ホーム・老人保健

施設について、入所者と入所待機者の実態と入所待機者への町としての対応を伺います。また川辺町での入所施設の建設計画は考えておられるのでしょうか。

3点目としては新たに都道府県に設置される基金について具体的にはどのような計画で実施されるのか、市町村に与えられるメリットはあるのかについて伺います。

答 今後の改正も想定し対応していく

〔住民課長〕

①要支援1・2の方に対する訪問介護、通所介護については地域支援事業に組み込まれるため、現在行っているサービスの内容が変わることはありません。

②③につきましては、まず③の財源については、今後も介護保険給付費で賄われることとなっております、その点について

変更する旨の通知は出ておりません。このため、②の訪問介護等の個人負担金については、制度上、1割負担若しくは2割負担を継続することになります。

④については、今回の移行については、まだまだ具体的にない部分もありますので、人材確保については特に憂慮しているところですが、現在第6期の介護保険事業計画を策定中ですが、その中で検討し対応していきたいと考えております。

2点目の特養の入所者数、待機者数の現状については、入所者数は7月末で57名、待機者数は平成26年6月時点で109名となっております。この中には、現状で要介護2以下の方が56名、要介護3以上の方が53名となっております。今のところ要介護3以上で1年以内の希望として待機されている方は、32名ありますが、内16名の方が老人保健施設等の何らかの施設に入所をされていますので、在宅による待機者は16名となっております。

入所希望者への町の対応については1年以内の入所を希望して在宅で待機している方については、担当のケアマネージャーが本人や介護者の要望を聞きながら、ケアプランを立てて、介護への負担が軽減できるよう支援しています。近隣市町村の特養等の状況は、加茂・可児管内で、特養は11施設、定員が850名、老人保健施設は9施設で定員が703名、グループホームは25施設、定員が369名となっております。また、川辺町で入所施設

の計画はあるのかとのご質問については、現在のところ計画はございません。施設整備は介護給付費の増加と介護保険料の増額にも直結してくるため、その点は慎重に考えていく必要があります。

また、川辺町で入所施設の新設については、これに関しましては、詳細な情報が入っておりませんが、分かる範囲でお答えいたします。基金は都道府県が造成し、都道府県が策定する計画に基づき事業を実施するものとなっております。今年度はまず医療分野を対象とし、介護分野は次期介護保険事業計画がスタートする平成27年度から実施することとなっております。介護施設等の整備事業や介護従事者の確保に関する事業、地域医療・介護の総合的な確保のための必要な事業を実施していくために、基金を活用することとしております。

長尾 諭 議員

問 利用価値の低い町道の維持管理見直しを

町道管理の再考を

川辺町には町道として認定されている道路は670路線あり、その距離は延べ175kmにも及んでいます。生活道路として、通学路としてはもちろん、公共道路として重要な役割を担いつつ、安全な道路を安心して利用できるよう維持管理されています。その町道認定路線の中で、県道美濃川辺線の鹿塩地内にゴルフ場へ向かう町道4040号鹿塩神坂線があります。この道路をおよそ300m進むと見落とす程度の三叉路があつて、これを左折すると途中にトンネルがあり、更に進むと美濃加茂市三和町川浦地区へ出る道路があり、川辺町側約240mが町道4002号柴形線として認定されています。トン

ネルは延長133・6m、名を日西洞トンネルといい美濃加茂市が管理者となっております。現場を見る限り利用する車はほとんどなく、とても維持管理されているとは思えない状況です。トンネルを通過して美濃加茂市川浦地区に至る市道も同じように維持管理はあまりされていません。なぜ、こんな所にトンネルを掘ってまで道路を作ったのか不思議な感じがしました。

そこで、管理責任者である町長にお伺いします。

①利用価値の少ない、この道路を町道として認定された経緯について。

②この町道はトンネルを利用して美濃加茂市へ通ずる道路であり、管理者双方が整備しなければ道路としての機能が保たれず、「宝のまちぐされ」となってしまうますが、美濃加茂市との連携はどのよう



にされていますか。

③自然災害発生時の対応など、維持管理費を考えたとき今後もかなりの負担が想定されま
す。利用価値の少ないこの町道に対してどの
ように対応される考え
ですか。

④町道としての認定取消も選択肢の一つと思
いますが、町の考えをお
伺います。

答 当該路線は現 状維持

【基盤整備課長】

当該路線の認定につ
いては大きく2段階に分
けて行われました。

第1段階は、かつて行
われた土地改良事業の工
区内の新設道路として計
画され、当時の町道鹿
塩・神坂線から奥へ約71



日西洞トンネル

mの区間を整備し、町道柴形線として認定の上、供用開始が行われたものです。認定は昭和59年3月に行われました。
第2段階が、この日西洞トンネルに係るもので、平成5年8月に既存の柴形線について一部をトンネルとする区間の延長を決定し、平成13年3月に供用開始が行われたものです。現在、町道の認定区間は市と町の行政境であるトンネルの中央付近までとなっており
この日西洞トンネルは、ゴルフ場開発における協議の中で日西洞林道の代替施設が必要と強く要望があったことを受けて、美濃加茂市主導により同市日西洞地区へ至る道路として計画が進んだものであり、整備、管理にあたっては美濃加茂市・川辺町・ゴルフ場開発会社の間で協議が行われています。協議の内容はトンネルを含めて一体の整備は開発会社が行っ

た上で行政に譲渡し、譲渡後はトンネル全体の管理及び維持修繕負担はすべて美濃加茂市とし、トンネル口から川辺町側の管理を川辺町とするというものです。川辺町ではこれら協議に基づき既存の柴形線からトンネル内の行政境まで町道認定を延長したものであります。
2番目の市町間の連携ですが、管理区分は前述のとおりですが、実際の利用者は非常に少数と考えられることから、日常管理については川辺町、美濃加茂市ともほとんど手をかけていない状況となっており
これによる苦情の記録は川辺町にはありません。
3番目の「今後の対応」、4番目の「認定取り消し」については合せてお答えをさせていただきます。
この道路は元々が土地改良区域内農地への接道用の道路でありますの

で、柴形線全線の認定を取り消した場合には通常の接道要件を欠く土地が生じることとなります。該当する土地所有者の不利益等を考えると慎重を期すべきと考えます。また、美濃加茂市と協議したなかで町道認定を行った経緯を考えますと利用者少数を理由として認定を取り消し、閉鎖等の処分を行うことは適当でないと考えます。さらに、町道敷地の土地は町有地であるため所有者としての責務は依然として残り、将来的に維持管理費用が発生しなくなるものでもありません。
今後に向けては、より適切な管理へ向けて美濃加茂市と情報交換などを行っていく所存ではありますが、現状における維持管理費用は皆無に等しいこと、自然災害、老朽化対策が一番懸念されるトンネルは美濃加茂市負担であることから、引き続き当分は現状のとおりと考えます。

編集後記

今年の夏は天候不順で梅雨明け以降も雨天の日が続く各地で水害・土砂崩れなどで大きな被害が発生しました。また、9月27日には御嶽山で噴火が発生し多くの犠牲者を出す事態となりました。各地で大きな災害が起こっています。川辺町では大きな災害もなく過すことができ、ありがたと思っています。しかし、災害はいつやってくるかわかりません。地震や災害にあわせないためにも日頃より防災対策を心がけておきたいものです。
さて、定例会最終日の一般質問には21名の傍聴者がありました。議員として大変心強く感じ、より一層町の発展に努力しなければとの思いを新たにしました。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。